

会議の名称	平成28年度第2回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成29年1月23日(月)午後6時30分～午後8時30分				
開催場所	東村山市役所北庁舎1階 第2会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 臼井雅子委員・佐藤佳弘会長・嶋田節男委員・高橋眞理雄委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員  (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：無し</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 総務部長挨拶 2 議事 ・「傍聴に関する定め」の改正案 ・情報公開制度の運用状況報告(平成28年7月～12月分) 3 報告 ・市ホームページのアクセスランキングとフェイスブックページ開設 ・市ホームページに寄せられるご意見について				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
<b>会 議 経 過</b>					
<p>(1) 総務部長挨拶  皆さんこんばんは。本日は大変寒くまたお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。日頃より委員の皆様には、東村山市のためにご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日初めてお目にかかる委員も多くございますので、改めて自己紹介を申し上げます。前任の當間総務部長の後任として、平成28年4月から総務部長に着任しております東村と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は議事と報告ともに円滑に進めて参りますので、何卒ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>○佐藤会長  傍聴希望者の確認をお願いします。</p> <p>○須藤情報公開係主事  傍聴希望者はいらっしゃいません。</p> <p>(2) 議事</p> <p>・「傍聴に関する定め」の改正案</p> <p>○湯浅情報公開係長  「東村山市情報公開運営審議会の傍聴等について定め(案)」(以下、「傍聴等の</p>					

定め」という。)の改正案についてご説明します。前回の会議で、「傍聴者の氏名と住所の収集はせず、先着順で傍聴者バッジを配付する形に変える。ただし傍聴者の人数は記録しておく。」ということが決まりました。「個人情報など、情報公開条例第6条各号に定める非公開情報を会議の中で扱う時は、傍聴者に退出してもらうことを『傍聴に関する定め』に明記する。また、会議録のうち非公開で行った部分は、ホームページや情報コーナーでの公表はしないということも『傍聴に関する定め』に明記する。」というご意見もありました。これらを盛り込んで、これまでの「傍聴に関する定め」を改正したものがこの案です。

下線部分が変更点です。また、これまで1から10の箇条書きだったものを、関連する定めごとに5つに区分けしました。

第1を「傍聴者の決定等」として、その2で、これまでは「受付において住所・氏名を明記し」となっていたところを、「2 傍聴を希望する者は、会議の当日に会場受付において事務局職員に申し出て、傍聴者用バッジの交付を受けなければならない。傍聴者用バッジは申出順に交付する。」という文章に変えています。また4に「傍聴を終え退席しようとするときは、傍聴者用バッジを会場受付に返還しなければならない。」と入れました。

第2は「傍聴することができない者」として、これまでの定め4、7で書いていた内容をここにまとめました。

第3を「傍聴者の遵守事項」として、多くの会議で遵守事項に入れていますが、この会議ではこれまで入れていなかったものを追加しました。拍手などにより公然と賛否を表明しない、食事や喫煙をしない、携帯電話を使わないというものです。

第4を「秩序の維持」として、会議を円滑に運営するための会長の指示などをまとめました。

第5を「会議の非公開」として、個人情報などの情報公開条例第6条各号に定める非公開情報を会議の中で扱う場合で、会長が出席委員に諮って決定したときは、会議を非公開にできること。非公開の決定があったときは傍聴者は退出しなければならないこと。非公開にした部分の会議録は、情報コーナーや図書館、ホームページでの公表はしないことを入れました。

附則で、本日この内容で定めを決定した場合は、2月1日から施行するとしました。以上の内容でご審議よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

他審議会の「傍聴に関する定め」の遵守事項を参考に改正したのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

審議会それぞれで定め文言は異なりますが、他審議会でも共通して規定している主な遵守事項は取り入れています。

○嶋田委員

「傍聴に関する定め」の改正にいたった背景を教えてください。

○湯浅情報公関係長

前回の審議会において事務局から、「当審議会は設立当初から、傍聴者に氏名と住所を記入してもらっていますが、現在は市議会の傍聴も氏名・住所を書かずに傍聴者用バッジを受付でもらうだけになっていますし、なぜ氏名・住所という個人情報が必要なのかと問われたときに、明確な説明ができなければなりません。当審議会では今後どうしますか。」と諮らせていただきました。審議の中で、氏名と住所は取る必要がないと決定したので、それに合わせて「傍聴に関する定め」を改正しました。

○嶋田委員

ベンチマーク（業界内の優れたビジネスプロセスと自社の業務手法を比較して業務の問題点や改善点を明確にし、経営の確認につなげていくこと）や社会情勢を考慮して、改正をされたかと思えます。

○湯浅情報公開係長

10年ほど前は、多くの自治体の議会や審議会で傍聴者に氏名や住所を記入してもらっていましたが、氏名・住所を書かせることが傍聴しようとする方への心理的圧迫になることや、できるだけ手続を簡易にして傍聴し易くなるようにと、個人情報を取らない自治体が増えてきています。

当市の市議会も他自治体の状況等を参考にして氏名と住所を取らないようになりまし、当審議会においても委員の皆様のお考えによって、個人情報を取得しない運用に変えていくことが可能です。ただ人によって考え方は異なりますので、これまで通り傍聴者の氏名と住所は取得すると改めて決めた審議会もあります。

○高橋委員

私は他審議会の委員も兼任してしまして、そこでも同じ議題が挙がりました。「審議会委員の氏名等は市ホームページで公表されているのに、傍聴者が何者なのかわからないのはおかしいのでは。」という意見があり、傍聴者には氏名と住所を記入してもらうことが全員一致で決まりました。傍聴者は委員の氏名や発言内容を知ることができるので、名前を知らない人に自分の発言を知られる不気味さがあります。できれば、傍聴者が誰でどこに住んでいることがわかっている方がいいと思えます。

○湯浅情報公開係長

傍聴者の個人情報をとらないことで決定した審議会もあれば、「委員が氏名等を公表しているのに、傍聴者が誰だかわからないのは如何なものか。」とのご意見があり、氏名と住所は取るとの結論に至った審議会もあると聞いています。審議会によって意見が分かれている状態です。ただ、どの会議も書かれた氏名や住所が正しいかどうか運転免許証等で確認するまではしていないので、偽名で傍聴しようと思えばできる状態です。

個人情報の収集は必要最低限で行うことが地方自治体でのルールになっていますので、傍聴者の個人情報が必要なのかと言われると説明が難しい部分があります。ただ、誰だかわからない人が入ってきて聞いているのは不安と感ずる方がいることもわかります。ですので、現状は各審議会ですべて決めて頂いています。

○高橋委員

絶対に氏名と住所を記入して欲しいというこだわりはありません。

○佐藤会長

氏名と住所は個人情報なのでむやみに収集できません。収集する場合は正当な理由が必要です。傍聴者が誰か知りたい、委員氏名が公表されているから傍聴者も氏名を明かすべきだといった理由では収集できないので、正当な理由の検討が必要だと思えます。

○臼井委員

「傍聴等の定め 第3 傍聴者の遵守事項(6)」に「この審議会ですべて聴取した内容を特定の氏名等をあげて中傷してはならない。」とあります。この規定は、ツイッター等のSNSで中傷発言ができないよう歯止めになるかもしれませんが、傍聴者に氏名と住所を記入してもらった上で身分確認を行う正当な理由になるとは思えません。

補足ですが、私たちは委員に着任したことで、市の事務をチェックする責務と

いう意味で一般人よりは公的な人物になっています。公的人物は、どういう人間でどういう立場なのかをある程度明かす必要があると思います。また、公的度が高まるにつれてその人のプライバシーの権利の保障も狭くなっていきます。これは裁判上も認められています。ですので、審議会委員の氏名や東村山市民なのかどうかといったことは市民に明らかにする必要があると思います。

○嶋田委員

民主主義は多様な意見を求めますので、中には賛成と反対意見がありますが、どちらにせよ説明責任を果たさないといけないと思います。また、SNSのコミュニケーションツールが多様化していますので、社会的責任を感じていない人がSNSで誹謗中傷して炎上するケースがあります。ただ、匿名性から自分の本音を言えることもありますので、一概に氏名を名乗ることがいいとは限りません。東村山を良くするために、様々な意見を集約してそれを反映していくことが重要だと感じています。

○湯浅情報公関係長

当審議会委員の情報は、市ホームページに氏名、性別、就任日、他審議会の兼任の有無、職業、市民委員か学識経験者かどうかまでを載せています。

○佐藤会長

傍聴者の氏名と住所の取扱いについて、他にご意見はありますか。

○松原委員

何か市民サービスの内容について賛否を諮るような会議だと、傍聴者も賛成派と反対派に分かれてくると思いますが、当審議会ではほとんどそういう審議はありません。委員の氏名等をホームページに掲載する取組みは、まだ委員氏名を公表していない審議会が多かったときに、当審議会は情報公開をテーマとする会議なので率先して公表していこうということで始めました。ですので、傍聴者の氏名と住所を書くか書かないかにこだわるよりも、市民に情報公開制度がどのようなものなのかを知ってもらうことが大切だと思います。私のような主婦の立場だと、傍聴するときに氏名と住所を書くことにためらいがあります。

○佐藤会長

傍聴者に氏名と住所を書かせる正当な理由がなかなか思いつかないですね。正当な理由がなければ個人情報のみだりに収集できないので、「傍聴等の定め」は事務局案でいいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員

異論はありません。

○佐藤会長

他の箇所についてご質問ありますか。

○臼井委員

これまでの「傍聴に関する定め 7 (2)」に「会議中みだりに出入りをしないこと」とありますが、新しい「傍聴等の定め」には規定されていません。これは、傍聴者が静かに途中退出することは認めるという意味でいいのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

頻繁に出入りされるのは困りますが、会議は約2時間と長いので、途中退出される方もいると思い、「傍聴に関する定め 7 (2)」の規定は「傍聴等の定め」に入れませんでした。

○嶋田委員

タイトルが「傍聴等の定め」となっていますが、「等」には何が含まれるのですか。

○湯浅情報公開係長

「第5 会議の非公開」に会議録の非掲載について規定しています。そのため、傍聴についてのみを規定していませんので「等」を入れています。

○佐藤会長

私は去年、ヘイトスピーチのシンポジウムに出席しました。そこでは、参加者が妨害行為をしないように事務局が開会前に注意していましたが、プラカードを掲げたり、たすきを掛けたりするなどの無言の妨害行為も禁止事項に含まれていました。

○湯浅情報公開係長

「第3 傍聴者の遵守事項(1)」に「拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない」と規定しています。プラカードの掲示なども「その他に」含めることが可能だと考えます。

○臼井委員

妨害度によっては、会長判断で退出を命じることもできますね。

○佐藤会長

プラカードの掲示などによる審議の妨害は「その他の方法」に含めましょう。他にご意見がなければ、事務局案で決定いたします。

～ 一同了解 ～

・情報公開制度の運用状況報告(平成28年7月～12月分)

～配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成28年7月～12月分)」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～

○湯浅情報公開係長

「情報公開請求件数」をご覧ください。28年7月から12月の累計です。

「出された請求書の枚数」である「請求数」は19件で、うち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が14件、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が5件です。昨年27年度は条例を制定した11年度以来初めて任意的申出の方が多くなりましたが、今年度は例年通り義務的請求の方が多い傾向に戻っています。

次に請求件数ですが、一枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり26件です。決定の内訳は、全部公開が10件(38.5%)、部分公開が13件(50%)、文書不存在により公開できなかったものが2件、取下げが1件です。

情報公開請求の件数は、20年度の151件をピークに、98、111、73件と減り、24年度からはずっと50件前後になっています。今年度は、4月から9月末までで45件と比較的多くありましたが、その後は少なくなっているのので約60件程度になる見込みです。

「所管別内訳」をご覧ください。請求先の所管は子ども育成課が6件と一番多くなりました。ここは保育園を担当する課で、市内の民間保育園が施設の増改築を今年度予定していることについて、関連書類の請求が複数の方からあったものです。

次に情報公開請求の状況をご説明します。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

なお、運用状況のなかで、民間の施設や法人、民有地の場所を名指ししての請求については、施設名等を黒丸で伏せています。これは、運用状況は市が公開請

求に対して適切な決定を行ったかどうかを報告するためのものであり、その報告に「どこの施設か」を明示する必要性は薄いからです。また、「特定の施設や法人等に対して公開請求があった」という事実を、「何か悪いことをしているから請求がでたのだ」と誤解する方もいます。ですので、報告の性格上、明示が必要な場合をのぞき、積極的な公表は控えた方がいいと考えています。

ただし、公開することで「法人等の利益や社会的利益が明らかに損なわれる」とまではいえませんので、もし、「28年度にあった情報公開請求の内容すべて」といった情報公開請求があった場合は、施設名等を伏せずに公開します。

では説明に入ります。まずNo.15は、23年度にスポーツセンターの施設を管理運営する「指定管理者」の公募があり東京ドームグループが選ばれました。この時に東京ドームグループが市に出した企画提案書と、3年間の事業報告書等の請求です。指定管理者は通常5年で協定期間が終わり、市は再度事業者選定をします。スポーツセンターは今年度当初から、来期の指定管理者の公募を始めたため、応募を考えている事業者から、今の指定管理者が選ばれたときに市に提出した企画提案書などを知りたいという請求が出たものです。

公開した文書名欄のアの企画提案書のうち、ノウハウであると判断した部分、東京ドームグループと取引関係のある法人や団体・個人の名称などを法人情報で非公開にしました。たとえば「オリンピック選手の誰々さんとなつながりがあるスポーツセンターでこういう講座をやってもらうことができます」といった部分について、会社独自の売りであり他社に知られたくない情報であると東京ドームから申出が有り、法人情報で非公開にしました。

イの事業報告書、これは収支報告も含んだもので、東京ドームグループの従業員やスポーツセンター利用者の氏名、スポーツセンター運営協議会というのは市が設置した会議ではなく東京ドームグループが開いている会議で、そこに市の市民スポーツ課職員も参加しているのですが、この会議の利用者代表委員の氏名などを個人情報で非公開にしました。また、「指定管理者と取引関係のある法人」、具体的にはスポーツセンターの簡易な修繕工事等の契約先事業者ですが、どこと契約を結んでいるかは法人の内部情報のため非公開にしています。

No.17は、民間保育園に係る裁判資料の請求です。過去にこの保育園の開設に当たり、設置者から市や市議会等を相手に損害賠償請求などの訴訟が起こされて、最終的に和解で終わっています。設置者から出された訴状と、和解の合意書が含まれる弁論準備手続調書などを公開しました。このとき、市以外の行政機関も訴訟を起こされていましたが、その事件名を公開すると、どこの行政機関が訴えられていたかが明らかとなり、市と当該機関との信頼関係を損なうおそれがあるため、情報公開条例第6条第4号国等協力関係情報に該当し非公開としました。また、原告である保育園設置者の氏名は公開していますが、自宅住所や経歴、原告が代理人とした人物の氏名、被告となった当時の市長や市議会議長の自宅住所等は個人情報で非公開としました。

原告側には、先ほどの代理人のほかに訴訟代理人の弁護士がありますが、「どこの弁護士を代理人にしたのか」がわかる氏名や住所等と、原告が申し立てている保育園開設遅れによる損害金額、開設に当たり設置者が金融機関から融資を受けた金額・返済予定等の情報を、設置者の事業運営上の内部情報と判断し、非公開にしています。

なお、エカの準備書面のうち、被告である市側が作成した答弁書や証拠説明書、上申書、被告準備書面等については、市と顧問弁護士間で訴訟の処理に関して打ち合わせた内容が詳細に書かれており、市の「手の内」が明らかになる文書です。これらの文書を公開すると訴訟に係る特定の者に不当な不利益が生じるおそれや

関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあると判断し、行政運営情報イウに該当して非公開としました。

No.18は、今ある保育園が開設したときと、増設の計画を市にあげたときに、市が近隣住宅への影響などについて現地調査したかがわかる文書をみたいというものです。法令等で市に現地調査を義務付ける規定はなく調査をしていないため、対象文書を作成しておらず文書不存在の決定となりました。

No.19も保育園に関する請求で、この請求者は以前にも園舎増改築に関する文書の公開を受けており、今回はその後に作成された文書があればみたいというものです。公開した文書のうちAは、市が保育園に対して「近隣住民へ改築に関する説明をするよう依頼する文書」を作成した際の起案書です。資料として、改築に関して市民から市に出された要望書がついていまして、要望者の氏名・住所など個人が特定できる部分と、「要望者や開示請求者以外の個人に関して記載があった部分」を個人情報で非公開にしました。また、この時点ではまだ工事は始まっておらず、工事現場に立てる建設業者名等を記した掲示もされていないため、増改築工事の契約業者名は、保育園の内部情報と判断し非公開にしました。

Iは、市が送った依頼文書に対する保育園からの回答を受理したという報告書で、回答文書に書かれていた開示請求者以外の個人の氏名や住所、当該個人から保育園への要望内容、工事業者の担当者の氏名等は個人情報のため非公開としました。また、保育園と市民の間で過去に結ばれた覚書が添付資料でついていましたが、これは民間での覚書であり、保育園の内部情報にあたるため法人情報で非公開としました。

No.20は市議会各会派の政務活動費の報告書の請求です。活動費を使った証拠として添付されている領収書や請求書も公開ですが、お店の印影や口座情報は原則、法人情報で伏せました。ただし、旅行会社や旅館、飲食店など不特定多数が利用する店舗の領収書等に記載されている代表者印影と口座情報については、店舗側ですでに不特定多数に情報を公表している状態と考えられるので公開しました。市議会議員の個人の携帯番号やクレジットカード情報、領収書や研修案内チラシに書かれた担当者の個人名や印影等は個人情報で非公開です。

No.22は市がかけている損害保険証券等の公開で、「保険代理店社員の氏名と携帯電話番号」は個人情報で非公開としました。

No.23は、民間保育施設が施設整備のための費用として、国の安心子ども基金という補助金の交付を受けた際の、入札に関する書類の請求です。この補助金を受ける施設では、工事業者を選ぶ際、一般競争入札など市が行う契約手続に準拠したやり方をとらねばならないと定められているので、各保育園から市へ入札の結果が報告されます。

入札結果報告書のうち、保育施設名、入札日、入札参加業者の数、落札されたのか不調に終わったのかがわかる部分を公開しました。「入札予定価格、入札参加業者名、入札金額、落札業者名、落札金額」は、民間保育園と入札参加業者の事業に係る内部情報であるため、法人情報で非公開としました。「保育施設側の入札の立会人・担当者・執行者の氏名と印影」は個人情報で非公開にしています。

なお、2つの園については口頭で報告をうけたのみで文書の提出を受けたり、口頭で受けた内容を市が作成していないため文書不存在による非公開になりました。担当の子ども育成課によると、国の基金管理運営要領に「自治体への報告は文書で」とまでは義務付けられていないため、基金開始当初の23～24年度に交付を受けた2園には口頭報告で良しとしましたが、その後はより明確な確認のため、文書での報告を求めているそうです。

No.24は、市内に保育施設を持つ社会福祉法人について、法人設立時と監査時

の書類の請求です。公開した文書のうちアイウが設立時、エオカが監査時のものです。

設立時の文書のうち、「法人が運営する保育施設（建物）の月額賃料」、「法人代表理事の取引先金融機関の支店名や取引明細、保育施設の給与規定等に書かれていた各種手当額・職員給与表」、「理事会議事録中の、今後の保育施設増築に関する土地の入手方法や買い取り金額の予定」これらは法人の内部情報にあたるため、法人情報で非公開としました。

ウの文書について「保育施設内の見取り図」は、建物の詳細な間取りを公開すると内部の管理状況や設備が明らかとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、情報公開条例第6条第7号犯罪の予防情報に該当し非公開にしました。

「保育施設の職員氏名、職員及び理事の個人の印影」、「理事の生年月日・年齢・性別・電話番号・学歴・職歴・本籍地が推定される部分・所持資格（本人が公務員又は個人事業主の場合に、ホームページ等で既に公表されている情報を除く）」いずれも個人情報で非公開としました。

No.26は、公益社団法人日本下水道協会が発行している本の請求です。下水道課に確認したところ、業務で使用するため2006年版のこの本を持っており、一般に売られている本なので申し出てもらえば窓口で見せられるとのことで、その旨を請求者に説明したところ、窓口で閲覧するので取り下げるということになりました。

No.28、現在、市民向けの法律相談は申込者が多いため、「同一年度内にお一人2回まで」という運用で受け付けていますが、これに納得できないという市民の方が、その根拠が書かれている規則をと請求したものです。請求に至る前に所管の市民相談・交流課と何度も話し合いをしている方で、所管課から「希望者が多いので多くの方が受けられるよう、過去に部長含め所管課で検討した結果、所管の裁量で回数制限を設けた。その経緯の書かれた文書は残っておらず、回数制限について明記した規則などは作成していない。」と説明していますが、その説明にも納得かないということで請求され、文書不存在の決定となりました。

No.30は、秋津町であった宅地開発造成工事に関して出された書類の請求です。市では、一定規模以上の宅地開発等を行う場合に事業主が守るべきルールを、指導要綱という名前でまとめています。開発をしようとする事業主はまず都市計画課に相談し、宅地と道路との接続や防火貯水槽の設置などの計画が指導要綱を満たしているか、関係各課と協議して市の審査を受ける必要があります。この相談から審査結果に至る一連の公開書類のうち、「土地所有者の個人の印影、建設担当者の氏名、近隣住民の氏名と住所」を個人情報で伏せました。また、請求内容のうち4.6.7の書類は、この宅地開発では市に出す必要がないもののため市は持っておらず、文書不存在による非公開となりました。

No.31は、民間保育園の定数ではなく実際の受入れ児童数がわかるものとして、直近の年齢クラスごとの人数がわかる「児童名簿」を公開しました。このうち、「児童と保護者の氏名、住所、保護者の所得情報、入所選考順位、保育料金等」は個人情報で非公開としました。

なお、市の決定に不服があるとして審査請求が出されたものではありませんでした。

運用状況の報告は以上です。

○佐藤会長

何かご意見やご質問はございますか。

○森委員



No.17の裁判は、最終的に和解になったとのことですが、公開した文書名の「事件番号H15（行ウ）第413号」と「事件番号H15（ワ）第15270号」が和解に係る裁判文書という理解でよろしいでしょうか。

○湯浅情報公開係長

そうです。

○森委員

No.17の情報公開請求に対する決定年月日が28年9月2日ですが、和解日はその日以降でしょうか。

○湯浅情報公開係長

これは平成15年の訴訟ですので、和解日も何年も前になります。

○森委員

この文書は、そもそも市で公開する必要があるのでしょうか。訴訟の事件番号は裁判所のホームページなどで公表されていて、事件番号を言えば、原則誰でも法務省（検察庁）や裁判所で裁判資料を見ることができます。また、請求者は準備書面を見て市の訴訟方針を見たいのか、判決の内容を見たいのか、どのような目的で請求されたのか気になります。

○湯浅情報公開係長

情報公開請求では、何の目的で請求するのかは原則、確認しません。例えば「市のこういう部分が問題だと思うのでこの資料が欲しい。」と請求があったときには一部の文書しか公開しない、他の方には全ての文書を公開するというように請求目的によって対応を変えることは（請求目的が違法でない限り）あってはならないからです。同一の請求であれば、誰にでも同じ文書を公開するのが情報公開制度の原則になります。

裁判途中で請求があった場合は、文書を公開することで裁判に影響が出る可能性があるため非公開になるものが多いと思いますが、終結していればすべて非公開ということはありません。市の訴訟の方針がわかってしまう文書以外は公開します。

事件番号については一般の方はあまり知る機会がありません。市報や市議会会議録をみると市がどこで裁判をしたという記載がある場合もありますが、事件番号も書いてあるとは限りません。裁判所HPの判例集から事件番号や判決内容を見ることができますが、載っているのは主な裁判だけです。No.17の裁判は裁判所HPの判例集には載っておらず、事件番号を知るには情報公開請求が必要でした。

○森委員

事件番号がわからなくても、いつ頃のこういった裁判なのか伝えると調べてくれますが。

○湯浅情報公開係長

以前、裁判所に問い合わせたときは、「事件番号を書きいただかないと訴訟記録の閲覧申請はできません。」と言われました。

○森委員

私は仕事柄、民事事件の裁判に関わることがありますが、いつも調べてもらえます。もしかしたら、刑事事件に絡む裁判だと教えてくれないのかもしれないかもしれません。もし裁判所で見ることのできる文書であれば、市が公開する必要はないと思います。

○湯浅情報公開係長

請求者が事前に事件番号を知っていれば、「事件番号をご存知でしたら裁判所に行けば見ることができますよ。」とご案内をしますが、知らない場合、口頭で事件

番号はお伝えしないので、「事件番号を知るには情報公開請求をしてください。」とご案内します。

○森委員

事件番号を確認するために情報公開請求が出された場合は、請求を受け付けるという理解でいいでしょうか。

○湯浅情報公開係長

その通りです。

○佐藤会長

No.17の「部分公開又は非公開とした部分と理由」に、「原告の訴訟代理人弁護士の名」とありますが、非公開とされたのですね。

○湯浅情報公開係長

市がどの弁護士に依頼したかという情報は公開しましたが、保育園がどの弁護士を依頼したかというのは、法人の内部管理情報だと考えました。

○嶋田委員

No.19の「部分公開又は非公開とした部分と理由」に「保育園と市民の間で結ばれた覚書の内容」とありますが、この覚書には、保育の質に係る内容が書かれていたのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

保育の質に係る内容ではありません。保育園からあがる騒音等に関する内容でした。この覚書の内容は非常にデリケートで、公開すると誰が交わしたのかが明らかになってしまうので、公開するのは難しいと判断しました。

○森委員

No.23の備考に「基金開始当初の23～24年度に交付を受けた2園には口頭報告で良しとしたが、近年はより明確な確認のため、文書での報告を求めている。」との記載がありますが、いつの時点から報告を求めているのか明確にした方がいいと思います。

○湯浅情報公開係長

わかりました。いつから文書での報告を受けているかがわかる記載に変更します。

○嶋田委員

行政が口頭報告で許容したことになりますが、違和感を感じます。行政はコンプライアンスの遵守が求められるので、口頭での報告はあまり良くないと思います。

○湯浅情報公開係長

文書での提出を求めることが望ましいので、その後は改めたと所管課から説明がありました。

○嶋田委員

No.31について、請求者は保育園の受入れ児童数を知りたいと情報公開請求されて、市は名簿内の個人情報をお塗りにしてお渡しした形ですが、人数だけを教えることはできなかったのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

人数だけであればその場でお伝えしますが、請求者から「文書で渡してもらいたい。」とのご希望があったので、名簿をお塗りしてお渡ししました。

○森委員

各保育園のHPで受入れ児童数を公表すれば、情報公開請求をする必要もなくなります。市民から問い合わせがあった際も「HPで公表しています。」と案内できます。

○湯浅情報公関係長

市は毎年、事務報告書を作成しています。そこには各所管の事業報告が書かれていて、各保育園の毎月の受入れ児童数も書いてあります。事務報告書は市HPでも公表していますが、たとえば28年度の実務報告書であれば29年度に発行しますので、今現在の受け入れ児童数は載っていません。

○森委員

保護者が気にしているのは保育園の空き状況です。待機児童数と各保育園の空き状況を公表した方がいいと思います。公表を各保育園が月初又は月末で行うのか、もしくは市が毎週行うのかなど担当と時期を所管で決めてはどうでしょうか。

○湯浅情報公関係長

入所を希望されている方には、この保育園は現在何人の空きがあるのかという情報は子ども育成課窓口で話していると思います。請求者は入所を希望している保護者ではありませんでした。

○松原委員

窓口で教えるだけでなく、ホームページにも公表した方がいいですね。

○森委員

No.28について情報公開制度に係る話ではないのですが、税理士を市の無料相談業務に派遣しているのが税理士会になりまして、市と税理士会で構成される二者協議会という会議があります。

これはお願いになるのですが、二者協議会をきちんと開催していただきたいです。私は市の税務相談を担当していますが、複数回のご相談をお断りしても、何回も相談に来られる方がいます。なるべく多くの市民が相談できるようにしたいので、二者協議会できちんと相談回数を検討し、我々税理士としては「同一年度に1回のみ相談を受け付ける」と明記した上で運用していただきたいです。

○湯浅情報公関係長

弁護士相談や税理士相談などの業務を所管しているのは市民相談・交流課ですので、今のご意見をお伝えします。

○森委員

よろしく願います。相談回数を市報で周知してもらえると幸いです。

○佐藤会長

No.15について、事業者が作成した企画提案書の内容が秘密またはノウハウ該当するかを第三者が判定するのは難しいと思いますが、今回は事業者と取引関係のある法人等の名称だけを非公開としたのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

市職員が企画提案書を見てどこがノウハウにあたるのかを判断するのは難しいので、必ず事業者に「ノウハウに該当すると思う部分に印をつけて、その理由も教えてください。」とお願いしています。返された企画提案書の印部分を見て、一つずつ非公開としたい理由を確認します。相手が全て非公開にしたいと申し出た場合、市が公開しても差し支えないと思う部分については、再度「この部分はノウハウに該当しないのでは。」と確認しています。

○佐藤会長

他に何かご意見ありますか。なければ報告に移ります。

### (3) 報告

#### ・市ホームページのアクセスランキング

28年4月、8月、12月のコンテンツページのアクセスランキングについて、資料のとおり報告した。

#### ・フェイスブックページ開設

28年9月12日より、市の実施するイベントや事業について広くお知らせするため、情報交流サイトの Facebook 内に市の公式ページを開設したことを資料のとおり報告した。

#### ・市ホームページに寄せられるご意見について

市ホームページのフォーム送信欄から寄せられたご意見について、26年から28年の3年間の件数を報告した。

#### ○佐藤会長

他にご意見が無いようなので終了とさせていただきます。

以上